

令和3年6月23日

各私立高等学校長 様
(消費者教育御担当者 様)

(公社) 全国消費生活相談員協会
理事長 増田 悦子

消費者庁で実施する外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業 消費者教育出前講座(オンライン講座含む)の御案内

令和4年4月1日から、改正民法が施行され成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。これまで18歳の未成年者は、契約(クレジットカードの決済含む)において親権者の承諾が必要であり、承諾を得ていない契約に関しては、未成年者取消権の行使が認められてきました。しかし、今回の法改正により、18歳から成人と見なされることによって、親の承諾なく契約を結ぶことができるようになり、未成年者取消権が行使できなくなります。そのため、成年年齢引下げを見据え、高校生等の若者の消費者被害等を防止するため、消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁の4省庁において、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業が全国の全ての高等学校等で実施されるよう取組を推進してきました。

また、本年度は成年年齢引下げ前の最終年度であることから、若年者への消費者教育の取組を更に充実、強化するため、上記4省庁において決定した「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン(令和3年3月22日 若年者への消費者教育に関する関係4省庁局長連絡会議決定。以下、「キャンペーン」という。)に基づき、国において関係団体を巻き込んだ重層的な取組を実施することとしています。

これらのことを踏まえ、本年度、消費者庁においては、キャンペーンに基づく取組として、私立高等学校、特別支援学校を対象とした標題の外部講師を活用した実践的な消費者教育講座事業を実施することとしており、この度、私ども公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下「全相協」という。)が消費者庁の標記事業を受託し、消費者教育出前講座を実施することとなりました。

私ども、全相協は、全国の自治体等の消費生活センター及び消費生活相談窓口で、消費トラブルに関する相談業務等を担っている消費生活相談員を主な構成員とする団体でありますので、高校生等の若年者の消費トラブル相談、ネットショッピング等に関する実際の相談事例等も紹介しながら、実践的な消費者教育の出前講座をお届けいたします。若年者の消費者被害防止に向け、本出前講座事業の活用について御検討いただきますようお願いいたします。

なお、本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、実際の出前講座の開催に加え、オンライン形式での開催や、短時間でポイントを絞った開催等、各学校の実情や御希望等に応じた講座開催も可能としておりますので、お申し込みの際は、開催形態の御希望等についてお申し出願います。

※講師派遣に伴う費用、資料代等の御負担は不要（無料の講座）です。

※原則、1校につき1講座の開催とさせていただきます。

※詳しくは、チラシ、講座案内、申込・問合せシートを御覧ください。

※2月、3月に御希望される学校が多いことから、お申し込みの際はお早目にお申し込みください。

【問合せ先】 公益社団法人全国消費生活相談員協会
(消費者庁消費者教育出前講座担当)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留 101

T E L 03-5614-0543 F A X 03-5614-0743